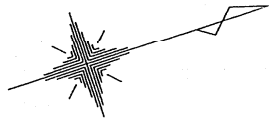


# 47号宅地

# 配置基準図

47

市道朝田ヒルズ4号線

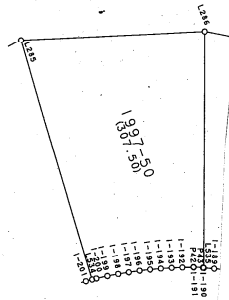


S-1:100

隣地

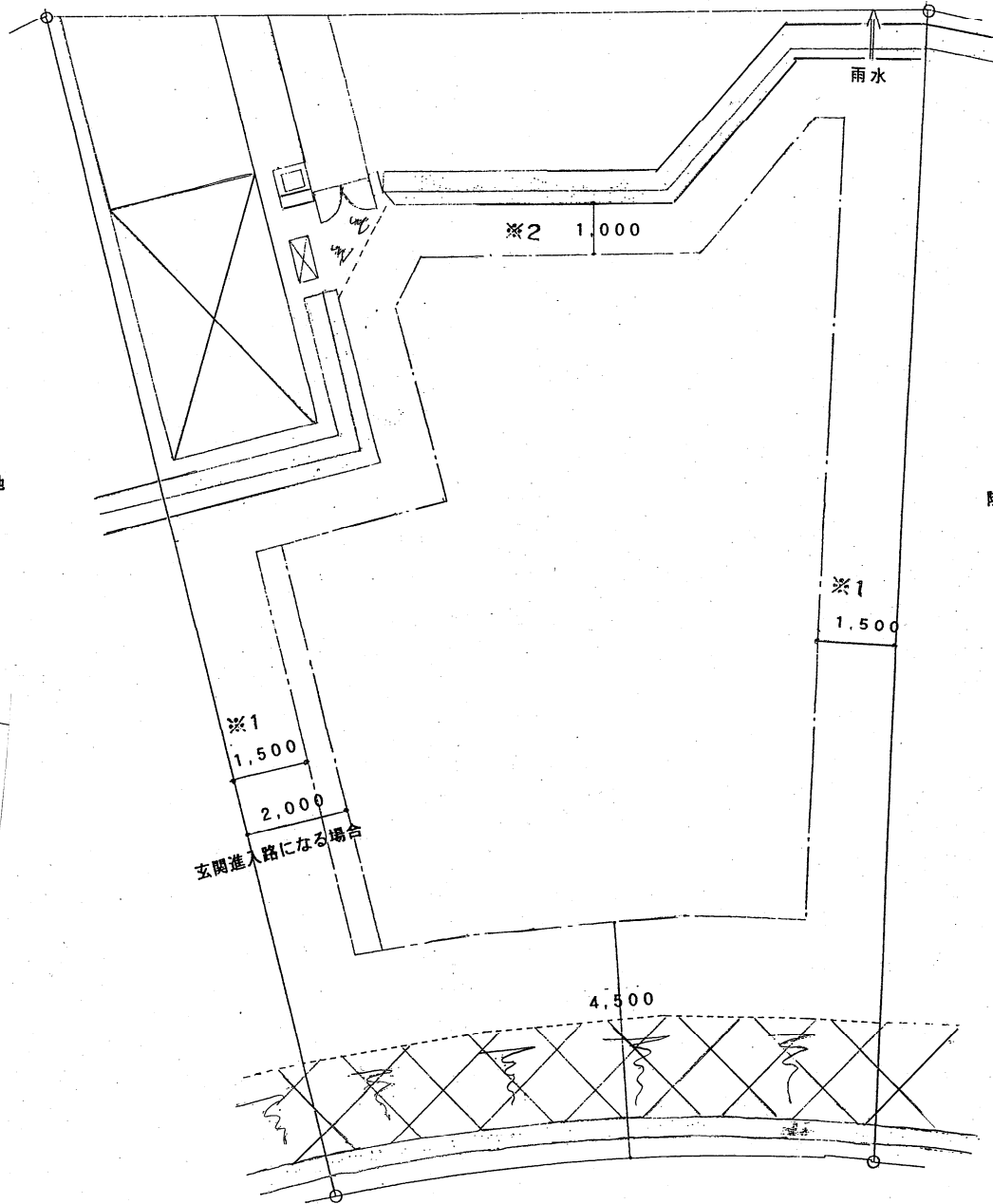
隣地

地番 (28) 1997-50					
No.	種類	X	Y	辺長	延床No
L535	金庫	1147.831	710.776	22.102	L286
L286	金庫	1155.693	690.120	17.204	L285
L285	金庫	1139.298	684.907	23.297	L534
L534	金庫	1137.656	708.146	0.406	I-200
I-200		1138.060	708.191	1.043	I-199
I-199		1139.094	708.331	1.015	I-198
I-198		1140.095	708.499	1.009	I-197
I-197		1141.085	708.696	1.022	I-196
I-196		1142.085	708.906	1.000	I-195
I-195		1143.055	709.149	1.016	I-194
I-194		1144.034	709.420	1.011	I-193
I-193		1145.000	709.719	1.016	I-192
I-192		1145.963	710.043	1.055	I-191
I-191		1146.957	710.397	0.040	P42
P42		1146.973	710.360	0.897	P43
P43		1147.796	710.717	0.040	I-190
I-190		1147.780	710.754	0.056	L535
延床積		615.001255	延床積	307.5006275	
地積			地積	307.50	㎡



形態を保全していただく  
法面の範囲

- 裏面の注意事項を必ずお読みください。
- 建物を計画される際には、詳細について住宅課担当職員にお問い合わせください。



市道朝田ヒルズ1号線

S=1/100

## 配置基準図についての注意事項

県では、良好な居住環境を確保するために、建物の配置について以下の基準を設けています。  
配置基準図を利用される場合には、以下の事項についてご理解いただきますようお願いいたします。

### <建物配置に関する基準>

#### 1 壁面後退

当該住宅の外壁面又は柱の面から、敷地境界線までの距離を1.5m（注1）以上確保する。  
（ただし、地区計画の緩和措置に該当する場合は除く。）

注1：玄関進入路が隣地境界線に沿って設けられる場合は、2mとします。

#### 2 メンテナンス通路の確保

当該住宅の外壁面又は柱の面から、石積み、法肩等までの距離を原則として1.0m（注2）以上確保する。

注2：高低差の高い法面が存在する場合は、別に数値を定めています。

#### 3 日照の確保

隣接する宅地の配置基準図に指定する測定位置（注3）において、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間における日照時間が4時間以上となるようにします。（注4）

注3：隣接する宅地の測定位置については、お問い合わせください。

注4：日照時間をチェックするために、日影図の作成をしていただくことがあります。

注5：配置基準図は、標準的な形状及び大きさの建物について、建築可能な範囲の目安を示しています。

○ 配置基準図の範囲内であっても、以下のような住宅は日照が確保できない場合があります。

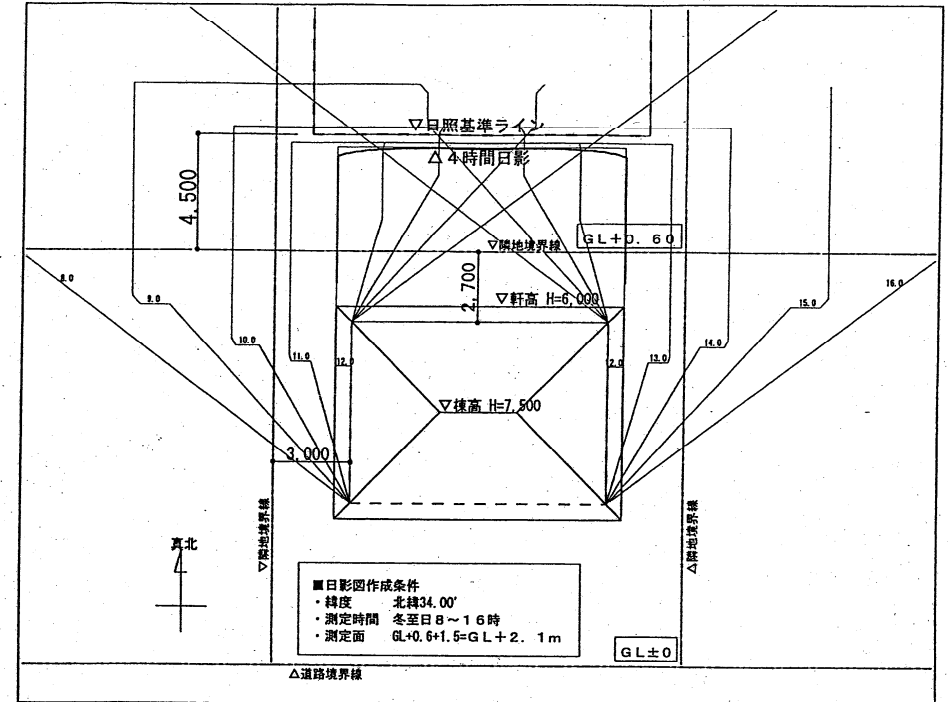
- ・ 建物の高さが配置基準図の想定より高いケース
  - 例) 中2階を持つ住宅
  - 高床式又は階の高さが通常より高い住宅
  - 3階建て住宅
- ・ 北側に大きな影を落とす屋根形状のケース
  - 例) 急勾配の屋根を持つ住宅
  - 南北に妻入りとなる大屋根を持つ住宅

○ 逆に、日影図を作成し、基準をクリアしていることを確認することで、配置基準図の範囲を超えて建築できる場合があります。

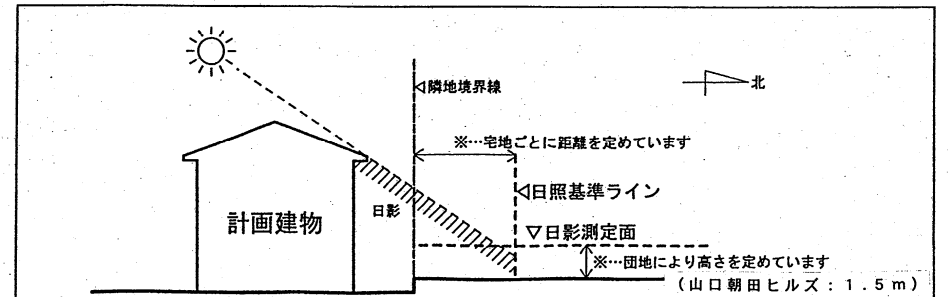
例) 東西の間口が小さな住宅

[山口朝田ヒルズ]

### <日影図作成例>



### <日影測定面（断面図）>



#### ※4. その他

上記の基準のほか、地区計画や建築協定あるいは団地固有の特性などにより、団地ごとに独自のルールが設けられている場合があります。

建物を計画される際には、詳細をお問い合わせください。  
【問い合わせ先】山口県住宅課 TEL.083-933-3874